

平成 29 年度第 5 回福生市地域福祉推進委員会 会議要録

日 時	平成29年10月18日（水）午後 2 時～
場 所	福生市役所第 2 棟 4 階 1 委員会室
出 席 者	会 長 萬 沢 明 副会長 板 寺 正行 委 員 小林 歌子、佐々木 和仁、菅原 幸次郎、徳田 稔、 古谷 光好、杉本 芳江、西村 曜、波多野 嗣久、清水 忠雄、 大戸 規彰、野村 亮、須崎 利花、佐藤 豊、志賀 義幸、 濱中 供子、半澤 比呂美
事 務 局	齊藤福祉保健部長、町田社会福祉課長、吉野障害福祉課長、清水介護福祉課長他

[当日配付資料]

- 1 資料 1 平成 29 年度第 4 回福生市地域福祉推進委員会会議録

[事前配付資料]

- 1 事前資料 1 福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画（案）
- 2 事前資料 2 福生市介護保険事業計画〈第 7 期〉（案）

1 開会

事務局：定刻となりましたので、ただいまから平成 29 年度第 5 回福生市地域福祉推進委員会を開催いたします。委員の皆さま方におかれましては、お忙しい中委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日はよろしく願っています。

尚、島田委員、小林啓子委員、小山委員から欠席の連絡をいただいています。それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

事務局：（資料確認）

2 会長あいさつ

事務局：萬沢会長よりごあいさつをお願いします。

会 長：（あいさつ）

事務局：ありがとうございました。

3 議事

事務局：次第の 3 に移ります。議題の進行については、萬沢会長にお願いしたいと思います。

会 長：それでは本日の議題に入りたいと思います。

委 員：手をつなぐ親の会の徳田と申します。3 ページの「計画策定の背景と趣旨」についてですが、身体障害者の「だれでもトイレ」についてお尋ねします。市役所、福祉センター、市民会館、さくら会館、その他の会館についてはウォッシュレット付きの便座があります。中央・熊川地域・福生地域体育館、公園のトイレにどうしてつけてもらえないのかと思います。予算の関係があ

るかとは思いますが、この第5期の計画の中に計上していただきたいと思
います。これから寒くなりますし、そんなにお金のかかるものではないと思
います。中央体育館は障害者の使う設備ではありません。文明の利器であるエ
レベーターもないので車いすで2階にいけません。ご配慮をお願いしたいと思
います。

もう1つ、吉野課長及び山岡係長にご尽力をいただき、10月8日体育の日に
バンダナをいただきました。感謝申し上げます。

事務局：第2回会議でご質問いただき、各施設に確認をしましたので、状況等含めま
してお答えさせていただきます。市役所、市民会館、公民館、分館、また図
書館とその分館、福生地域体育館には「だれでもトイレ」が設置されてお
ります。ウォシュレットと暖房便座2つの機能がついております。中央体育館
につきましては建設から年数が経っており、市全体の中でも中央体育館を今
後どうしていくかということが課題になっております。そのようなことから、
今ここでエレベーターなどをつけるのが適切かどうか、そのようなところ
も含めて検討しており、すぐにエレベーターがつくという結果にはなってお
りません。また同様にトイレについては洋式トイレはございますが、ウォシ
ュレット、暖房便座はまだついていない状況でございます。また、熊川地域
体育館については、その2つの機能はついておりません。また、小中学校で
すが、第1小学校と第6小学校、この2つを除いては「だれでもトイレ」が
あり、ウォシュレットと暖房便座はございます。第1小学校と第6小学校に
はこの2つの機能と「だれでもトイレ」はございません。それぞれの施設に
ついては、トイレの改修の際に機能の設置について検討されるものと考えて
おります。また、外の公園におけるトイレにつきましては、「だれでもトイレ」
が37か所ございます。そこにはウォシュレットと暖房便座の機能はついて
おりません。公園など外のトイレは、普段管理人がおりませんのでトイレ
を壊されるといったことがございます。担当のほうでも維持管理に苦慮して
おり、費用もかかっております。ここでウォシュレットと暖房便座をつけま
すと、同じように壊されたり、または暖房便座などは持っていかれてしまう
恐れがあるので現段階ではつける予定はありません。そのような状況があり
ますのでご理解いただければと思います。

委員：駅はどうですか。福生駅、牛浜駅には障害者トイレがありますよね。トイ
レに入るときには押しボタンがありますし、中に入ると電気錠がロックさ
れます。ただ暖房便座ではありません。駅のトイレは管理はきちんとされ
ていますよね。

事務局：改札の外にあるトイレについては、昼間と夜間の管理人さんがいらっしや
らないということで壊される恐れがあることからそのような機能はついてい
ないと思われます。公園などでは壊される事例があり、修繕の経費がかかっ
ております。そのような点から機能がついていないという状況でございま
す。

委員：わかりました。ありがとうございました。

(1) 福生市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の素案について

事務局：(事前資料1について説明)

会 長：計画の素案について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

56ページに「相談支援体制の充実」と書いてあります。充実の中身とは具体的にどのようなことですか。

事務局：こちらについては、現在設置しております市役所内の障害福祉課や社会福祉協議会の相談支援事業と、精神障害者に対応した地域活動支援センターということで、ハッピーウイングに相談を委託しております。こちらの3か所で現在対応していますが、権利擁護の部分や虐待防止、また成年後見の関係といった部分でニーズなどがあるかと思えます。こういったところにも十分に対応していけるよう検討しながらその体制を考えていきたいと思えます。

会 長：具体的に専門職員の配置を増やすといった考えですか。

事務局：人数を増やすかということが可能かどうかというところがございまして、そういった面も含めて検討していきたいと思えます。今でも専門職を各相談支援センターに配置しておりますが、有資格者の充実も検討していきたいと考えております。

委 員：地域活動支援センターハッピーウイングさんの充実を図るというお話がありました。場所がエレベーターのないビルの3階ということで、相談に行かれる方が3階に上がるハードルあるという話をよく耳にします。家族の方も相談に行きづらく移転の予定はないかという話も聞きます。私どものほうに利用したいという問い合わせがあり内容を聞き、まずは地域活動支援センターさんで週に1回、2回でもいければそこから始めましょうという方に対して3階の場所を説明するのは難しいところです。スペースが狭いという話もよく聞きます。この充実の中身を聞きたいと思えます。

事務局：ハッピーウイングが3階にあることで不便を感じていらっしゃるというお話を聞きました。そういったご意見等は今まであまりなかったのですが、確かに3階でエレベーターがありませんので、そういった部分も改善していきたいと思えます。事業者に委託している部分もありますので、事業者にそういったご意見があるということを伝えて改善できるかどうか調整はしていきたいと思えます。

委 員：ハッピーウイングさんは福生と羽村の精神の障害の方ということで今行っていると思えます。両方の範囲を請け負っているということで羽村市のほうとの話し合いというのはあるのですか。

事務局：今具体的にミーティングをするといった話はないのですが、今後の運営をどうしていくかということに関して福生が独善的に決められる問題ではないので、事業者と羽村市と福生市とで検討することになるとは思えます。まだ具体的な予定はありません。

委 員：61ページの「意志疎通支援の充実」のところでお伺いします。手話通訳奉仕員の養成などを行っていただきいつもありがたいと思っております。ICTの活用について載っているのですが、何か具体的な計画があるのでしょうか。

また、今回は手話通訳のことだけですが、今後要約筆記者の養成、発見などのお考えはあるのでしょうか。

事務局：まずICTの活用の部分ですが、国でこういった部分を活用してということをおっしゃっていますので、今回記載させていただいております。実際にはスマートフォンでいろいろな機能があったりします。いろいろなツールがあるかと思いますが、まだ具体的な活用までには至っていませんが、検討したいと思います。

要約筆記につきましては、今の時点では現状を変えるようなよい方法がこちらにあるわけではございません。

委員：耳の聞こえない人で手話のわからない人もたくさんいらっしゃいます。今後ぜひ検討していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

会長：55から56ページに「相談体制・情報提供の充実」と書かれていますが、それぞれいろいろと相談を受けながら解決策というかたちで活動していると思います。介護保険の中ではリハビリなども含めてどのような課題があり、それをどのように解決されたのか、その結果を求められるような方向になってきている印象を受けています。例えば、障害福祉の中でいろいろな相談体制をつくってやっています。自立支援協議会などでいろいろと発表されているのかもしれませんが、このような課題が持ち込まれて、このように解決がされたというような事例の積み重ねを生かすといった体制はつくられるのですか。

事務局：相談の事例をどう生かすかという部分ですが、今具体的な体制というかたちで各ケースワーカー等おります。担当者間での連携や必要に応じて、地域自立支援協議会などさまざまな業種の方がいらっしゃいますので、そういったところで共有していければよいと思っております。

事務局：補足です。自立支援協議会の部分では、担当者レベルでも実際に各事業所で挙げた課題をどう実際の障害福祉の施策に落とし込めるか、生かしていかけるかは課題として持っております。自立支援協議会は偶数月に行っております。10月は障害福祉計画のことをお話したいと予定しております。次の12月のときに担当から課題などについてどう対応していくか皆さんに図っていきたくないと計画しております。

会長：そういったところに出たものが1つに集約されて情報提供していただければ、福生市でもこのように行われて解決されているのだということが目に見えるかたちになるとと思います。よろしく願いいたします。

国の指針がいろいろ示されていますが、この指針に併せて施策をつくるというのはなかなか難しいと思います。指針に対して何かご意見はございませんか。地域でという話がでていますが、本当に地域で障害者、高齢者の生活を支える、それを担えるようないろいろなシステムと人的なサービスをきちんと提供できるのかというところが大きな課題となっています。

委員：ふっさボランティア・市民活動センターの運営委員をしております野村と申します。ここで質問してよいのかわかりませんが、障害がある方が地域の中でいきいきと地域参加して、地域市民としていきいきとした生活を送るとい

う意味では、障害を持っていない方にもっと浸透していかないといけないのではないかと思います。言葉自体難しく知らないとか、細かくなっていくとどういった人がどのような障害なのかわからない部分もたくさんあると思います。知らない人に知らせていくという施策はこの中に入っているのでしょうか。

事務局：差別解消法の関係もあり、例えば公民館では差別解消法の講座を昨年度から実施しております。そういったかたちで周知を図っております。先程、徳田委員からお話がありましたが、市のほうではヘルプマークをつけたバンダナを作成して配布しており、市民全体を配布対象としております。そういった対応をしております。

委員：学校教育や社会教育の場面で知っていただくという努力をしていく必要があるのではないかと思います。

事務局：今のご質問に関しまして、福生市バリアフリー推進計画という別の計画があります。こちらの中では心のバリアフリーなどの計画の項目がございます。市民の方に周知していくということで、市の広報などにもそんなに大きな記事にはなっておりませんが、広報等にも努めていくところでございます。そういったところで対応しております。

会長：素案というかたちで示されていますので、また修正や追加があると思います。再度目を通していただきましてご意見をいただければと思います。

(2) 福生市介護保険事業計画<第7期>の素案について

事務局：(事前資料2について説明)

会長：ただ今のご説明に対してご意見、ご質問はございませんか。

平成30年度介護報酬の改定が見込まれていますが、具体的にまだ通知はなのいですか。

事務局：具体的にはまだ通知はきておりません。

会長：それによっていろいろな数値が変更されるかと思えます。いかがでしょうか。

委員：今の話でいくと、数字上の議論はできません。来年に迫っているのですが、アウトラインが見えないと言いようがないです。

会長：特に小規模の通所関係が大幅に減額されるのではないかとということです。情報がありましたらお願いします。

委員：今ご説明いただきましたが、居宅のサービスの件数が増えているというのは当然です。要介護度の軽い方の入所ができないということが前回の制度改正で謳われています。3以下の方は在宅で生活せざるを得ないということは、何らかのサービスを受けないといけないという状況ですから、件数が増えることは仕方ありません。また、数字がでないことには議論のしようがない部分はありますし、改正のアウトラインがでてこないのですが、市民の方がいちばん見たい数字は来年以降の介護保険料だと思います。当初2,000円代で始まったところが、もう5,000円を優に超えた状況の中で、今我々の業界の中では2025年問題のところでは1人当たり8,000円くらいになるのではない

かといわれています。そこまで支払っていけるのかどうかは市民の方の疑問点でしょうし、一方で来年8月の3割負担は確定だと思うのですが、今回の制度改正で2割負担の方でも大変なところが3割となってくるとそれこそサービスは使えないと思います。強引な表現をしますと、在宅で何のサービスも使わずに親子で、または夫婦で倒れてしまっても仕方がないということがでてくる可能性はあると思います。

会 長：選挙が終わったらある程度のアウトラインがでてくるかもしれませんが、併せて介護と障害福祉サービスの提供の一体化が実施されるようになると思います。そうすると市の方がどのように対応していくのかというところを論議する必要があります。障害と介護が一致するところもありますが、障害者の場合は障害の特性に応じていろいろな支援が必要になるので、そこをどのように提供するのか、サービスの質をきちんと確保できるような支援が必要になってくるのかと思います。そういったところが今後の論議の問題になってくるのかと思います。その辺でご意見はございませんか。

委 員：質問です。今回、国としても介護保険が適正に使われているかどうかというところの調査や指導の部分を自治体に落としていくと思います。福生市として、そういった部署を設置する予定はあるのでしょうか。また、実際にどのように具体的に指導を行っているのかというところを聞かせていただきたいと思います。介護保険と障害の制度の一体化の話は2000年を過ぎたくらいからある中で、障害程度区分などを行い少しずつ介護のほうに近づけていると感じていますが、重複していてケアプランにしても無駄に金がかかっているような気がします。

事務局：介護保険の適正化ということで、今年度からになります。社会福祉課庶務・福祉計画担当のほうで介護保険事業所の指導検査をさせていただいております。事業所はたくさんありますので、計画的に年間12か所実施しております。以前からも介護福祉課のほうで行っておりましたが、今年度から社会福祉課のほうで事業所に対しての指導検査を行っています。事業所に伺ってヒアリングや、書類を見させていただき、その後指摘等をさせていただいております。

会 長：全容がなかなか見えません。来年度の介護報酬のこともそうなのですが、そこから分析していかないとなかなか難しいと思います。

46ページの「関係団体等との連携体制の整備」の中で「介護保険事業者連絡協議会等を通じて情報の共有化を図る」と書いてあります。この介護保険事業者連絡協議会というのは年に何回くらい開かれて、どのような協議会の運営をされているのでしょうか。

事務局：介護保険事業者連絡協議会についてです。こちらは市のほうで主催しているものではなく、自主的に市内の介護保険関係の事業所が協議会をつくって定期的に協議会を開催しています。年に5、6回行っていると思います。全体会の他に、ケアマネの会などの部会をつくって開催をしているようです。市との関わりですが、制度が変わったときには市のほうからも職員が出席をして説明をしたり、お互いに情報交換をさせていただいております。

会 長：他にはいかがでしょうか。もし特にご意見がなければ、後で目を通していただき疑問がでてきたら事務局に連絡していただければと思います。細かい論議がなければ、議題は終了というかたちですがいかがですか。

委 員：議題以外で質問です。先ほど会長がおっしゃられた高齢者と障害者の窓口が1本になるということや、前段の障害者計画のところ、野村委員のご意見の中で学校教育の中で教育していただきたいというお話がありました。高齢者関係ですと認知症サポーターがあり、昨年度辺りから市内の小中学校や町会のほうで啓発活動を行っています。障害者関係でも、町会や小中学校の中に行政が入り込んで障害者に対する理解を深めるということで、小学生や中学生、町会単位などでやっていることはありますか。

事務局：現時点では小中学校、町会といった場面では障害者理解の周知はできていない状況です。

委 員：そこにこだわりませんが、認知症サポーターのような福生市独自という考え方の中で、それに似通ったもので、1時間くらいのプログラミングなどをして、そういったものを今後やっという検討はできそうなのですか。

事務局：学校に関してですが、あくまでも教育委員会が子どもたちに対してどのような教育を提供していくかということを決めるところですが、実際に障害者理解について扱っている小学校もあるようです。少し話は逸れるのですが、子ども議会という行事があります。子どもたちが議員になり市に対して疑問に思っていることを質問し、それに対して担当が答えるという市のイベントです。その中で障害者理解に関する質問が挙がってきており、それに対して私どもが回答します。その際に、学校行事に取り込めるのかというお話は教育委員会でもするのですが、あくまでも校長先生が相対的に考えるところです。教育委員会としても、今の段階でこれをやりなさいという強制はできません。学校の中で年間のプログラムを考えているので難しいと思います。ただ、障害者の理解というのは当たり前のこととして進めていかなければいけないことだという認識はしておりますので、その辺は教育委員会とも話していきたいと思います。

事務局：先ほども申しましたバリアフリー推進計画の中に、「学校教育」という項目があります。この中では人権教育の推進ということで、「東京都教育委員会人権教育プログラミングに基づき、人権尊重の考えを広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、学校教育活動で全体を通して組織的、計画的に人権教育を推進します」とございます。障害者の方を含めた人権教育がなされています。障害がある児童生徒の受け入れというところで、障害がある児童生徒が、市の小中学校の通常学級や特別支援学級でも指導が受けられる体制を整えていきます。学校のほうに特別支援学級などが設置しておりますので、実際に障害をお持ちの方が通われている学校もございます。そういったことを通して、小中学校の中でも教育指導が行われていると考えています。

委員：絶対にやってほしいということではないです。子どもの頃の経験ですが、私が通っていた小学校も特別支援学級がありました。子どもたちの世界の中では、6歳7歳のレベルでは障害をしっかりと理解してその子どもと付き合うということはまずありません。そこに大人が一石を投じてあげることが理想であり大切なことであると思います。我々が子どものころと違い、学校という場所が居づらい場所になりつつあると思います。私たちのころは先生から殴られたりもしましたが、今になってその先生を恨んでいるわけでもありません。居づらい場所になりつつある中で、子どもたち同士でその子と接して何かを学べといってもなかなか難しいと思います。福生第4小学校が昨年から高齢者と何気なく接する時間をつくるということを年間2、3回行っております。それはそれでほほえましいです。障害を持たれている方にも何かほっとできるものは必要ではないかと思います。高齢者も障害者も「地域ぐるみで」といういい方をしていますが、隣りのお宅に醤油を借りにいく時代ではなくなってきています。それは果たして地域ぐるみなのだろうかと思いません。大人、専門職、行政が一石を投じなければ変わっていかないと思います。

会長：確かにそうですね。

委員：外国の教育のやり方などをお考えになったりお調べになったことはありますか。私の孫がアメリカで幼児教育を受けました。障害者もすべて一緒になって教育を受けます。うちの孫は今19歳になっておりますが、3歳から6歳までアメリカで生活して、日常から一緒になって教育を受けたといっています。そういったことも少し調べていただけたらと思います。

会長：教育制度は国の制度という中で、障害児の統合教育といったことなど難しいことはあります。ただ、福生市としてそういった雰囲気づくりというものについては取り組めると思います。学校や地域は一般の住民、障害者も含めて生活している場所です。そういったところで、どのように障害を持っている人と一般の人の交流を深めていくような市民活動の取り組みができるのか、そこで市がどのように後押しするかといった取り組みはできると思います。施策については難しい部分があるとは思いますが、そういった意見を持たれている方もいるということなので、そこも少し頭に入れていただければと思います。その他特になければ全体的な論議については終了したいと思います。

それでは事務局に進行をお返しします。

4 その他

事務局：(説明)

事務局：以上をもちして、本日の委員会は終了させていただきます。ありがとうございました。